

利用規約(タクシー事業者)

DiDi モビリティジャパン株式会社(以下、「当社」といいます。)は、当社がタクシー事業者に対して提供するサービスに関し、タクシー事業者のご利用条件を以下の通り定めます。

第1条(規約の適用)

1. 本利用規約は、当社が提供する本サービスの利用に関する諸条件を定めるものであり、タクシー事業者が本サービスを利用するにあたり適用されます。
2. 当社は、個別のサービスについて、別途、別紙に定める利用規約(以下、これらを総称して「個別利用規約」といい、本利用規約と個別利用規約を併せて「本利用規約等」といいます。)その他の利用規約を作成します。
3. 個別利用規約は、本利用規約の一部を構成するものとし、本利用規約と個別利用規約に相違又は矛盾がある場合には、個別利用規約の定めが優先するものとします。

第2条(定義)

本利用規約等における用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1)「本サービス」とは、当社が提供するプラットフォームサービス及びその上で提供される各アプリケーションサービス並びに当社からタクシー事業者に対する車両管理システム(DiDi Fleet Management Console、以下、「本件システム」といいます。)、その他当社が随時追加する関連システム及び各個別利用規約に基づき提供されるサービス等の総称をいいます。
- (2)「アプリケーションサービス」又は「アプリ」とは、「DiDi」、「DiDi」を含む名称又はその他の名称で当社が提供するタクシー配車サービスに係るアプリケーションサービスをいいます。
- (3)「アプリ利用料」とは、配車を依頼するにあたってユーザーが当社に対して支払うべき手数料をいい、配車依頼前にアプリ上で提示されるものをいいます。
- (4)「タクシー事業者」とは、当社所定の手続きに従い、本利用規約等を確認の上、本サービスの利用申込みをされたタクシー事業者及びハイヤー事業者で、かつ、当社が当該申込みを承諾したタクシー事業者及びハイヤー事業者の総称をいいます。
- (5)「管理者」とは、本件システム上で、当社に代わり情報を提供し、当該情報を管理する権限をタクシー事業者から付与された者をいいます。
- (6)「ドライバー」とは、タクシー事業者に所属するドライバー又はタクシー事業者であるドライバーの総称をいいます。
- (7)「乗客」とは、本サービスを経由してタクシー事業者にタクシー配車サービス等を注文し、当該注文がタクシー事業者により承諾された個人又は法人の総称をいいます。
- (8)「関係者」とは、当社又はタクシー事業者(以下、両者を併せて「当事者」という。)を直接的又は間接的に支配し、若しくは当事者により支配される者、及び当事者と共同の支配下にあるその

他の者をいう。「支配」(「により支配される」及び「と共同の支配下にある」という場合を含む。)とは、ある者の経営又は方針を指図する又は指図させる権限を直接的又は間接的に保有することをいう(証券もしくはパートナーシップ又はその他の所有持分の所有を通じたものであるか、契約又はその他の方法によるものかを問わない。)

(9)「管理者アカウント」とは、本件システム上の管理者のアカウントをいいます。

(10)「アカウント情報」とは、タクシー事業者が本サービスを受けるために必要なタクシー事業者及びドライバーの ID、パスワード等をいいます。

(11)「タクシー事業者情報」とは、タクシー事業者に所属するドライバー又は担当者等の氏名、電話番号、メールアドレス等の個人情報、タクシー事業者が本サービスを利用する上で当社が取得した情報をいいます。

(12)「メーター」とは、タクシー事業者のタクシー車両に設置するタクシー料金メーターシステム又はその他の機器(タブレット端末及び車両に設置されたビーコン装置を含みますが、これに限定されません。)をいいます。

(13)「メーター情報」とは、メーター内で作成・保有される運行運賃等の各種情報を総称したものをいいます。

(14)「データ連携」とは、メーターと本件システムを接続することにより、メーター情報と本件システムの情報を相互に連携させることをいいます。

(15)「分析情報」とは、データ連携やその他当社とタクシー事業者が保有する情報をもとに当社が分析する全ての情報をいいます。

第 3 条(通信環境等)

本サービスの利用に必要な通信機器、通信回線等の準備に係る費用及び通信料等は、すべてタクシー事業者が負担するものとします。

第 4 条(利用契約)

1. タクシー事業者は、当社所定の手続きに従い、本利用規約等を確認の上、本サービスの利用申込みを行い、当社により当該申込みを承諾する旨のメールがタクシー事業者から届け出られたメールアドレスに到達した時点で、本利用規約等に同意したものとみなされ、当社とタクシー事業者の間で本利用規約等に定める内容の契約が成立するものとします。
2. 本サービスの利用を希望する者は、本利用規約等の内容を確認し、承諾した上で本サービスを利用するものとします。
3. タクシー事業者は、タクシー事業者が当社に届け出た氏名、電話番号、メールアドレス等の情報について変更があった場合には、遅滞なく当社所定の方法に従い届け出るものとします。
4. 前項の届出がなされなかったことによりタクシー事業者に生じた不利益又は損害について、当社は、一切の責任を負わないものとします。
5. タクシー事業者は、第 3 項の規定に拘わらず、当社との間で締結された契約条件、利用台数、

振込先口座等の変更を希望する場合には、毎月の最終営業日の5営業日前までに当社所定の方法に従い届け出るものとします。なお、当該変更後の条件は、届出がなされた日が属する月の翌月1日より適用されるものとします。

第5条(当社からの通知)

1. 本サービスに関し、当社からタクシー事業者に対する通知は、別段の定めがある場合を除き、電子メールの送信、当社ウェブサイトへの掲示、その他当社が適当と認める方法により行うものとします。
2. 当社は、電子メールの送信によって前項の通知を行う場合、第4条(利用契約)に基づいて届け出られたメールアドレスに発信したことをもって、タクシー事業者又は本サービスの利用を申し込んだ者への通知がなされたものとみなします。
3. 当社は、当社ウェブサイトへの掲示によって第1項の通知を行う場合、当該通知が当社ウェブサイトに掲示され、閲覧することが可能となったときをもって、タクシー事業者への通知がなされたものとみなします。

第6条(アカウント情報の管理)

1. タクシー事業者は、管理者アカウント及びアカウント情報を善良な管理者の注意をもって厳重に管理するものとし、第三者が閲覧できるような方法による管理を行わないものとします。
2. タクシー事業者は、管理者アカウント及びアカウント情報を第三者に利用させ、又は、譲渡、貸与、質入等の担保権の設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。なお、当社は、管理者アカウント及びアカウント情報を用いた行為は、当該アカウントを保有するタクシー事業者によりなされた行為とみなすことができます。
3. タクシー事業者は、本件システムの管理者アカウントを1つに限り保有することができます。
4. タクシー事業者は、管理者アカウント及びアカウント情報の紛失又は盗難があった場合ないし第三者に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社に連絡の上、当社の指示に従うものとします。
5. 当社は、タクシー事業者の管理者アカウント及びアカウント情報の利用について、電子的な方法又は手作業により監査を行う権利を有するものとします。

第7条(支払い)

本サービスに係る支払いに関する事項については、個別利用規約、申込条件その他の文書に別途定めるものとします。

第8条(知的財産権等)

1. 本サービスに関連して当社がタクシー事業者に対して提供する資料等並びに本件システム、その開発品及び派生物に関する知的財産権(特許権、商標権、商号、意匠権、著作権、発明、

標章、考案、技術、設計、スキーム、ノウハウ、営業秘密を含みますが、これらに限りません。)その他の一切の権利(以下、「知的財産権等」といいます。)は、当社又は当該権利を有する第三者に帰属するものとします。

2. 当社は、当該情報等が第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないこと等について保証しないものとします。
3. タクシー事業者は、当社がアプリにおいてタクシー事業者を表示する目的、及び当社が公式ウェブページその他の媒体において、タクシー事業者が本サービスの利用者であることを表示する目的を達成するために必要は範囲で、タクシー事業者の名称及びロゴ等について、複製、修正、翻案、翻訳等を行うための非独占的、ロイヤルティフリー、永続的、取消不能、譲渡およびサブライセンス可能なライセンスを当社に与えます。
4. タクシー事業者は、データ連携の方法により、当社に対して、メーター情報をダウンロード、コピー、複製、修正、翻案、翻訳またはその他の方法で利用するための非独占的、ロイヤルティフリー、永続的、取消不能、譲渡およびサブライセンス可能なライセンスを当社に与えます。

第9条(タクシー事業者の保証)

1. タクシー事業者は、当社に届け出た情報及び資料等が真実かつ正確であることを保証します。
2. タクシー事業者は、当社に届け出た事項に変更が生じた場合、速やかに当社に通知の上、当該事項を更新するものとします。なお、タクシー事業者が当該変更の通知を怠ったことにより、当社からの通知、送付書類等が延着又は到着しなかった場合であっても、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
3. タクシー事業者は、管理者によって提供された情報及び資料等が真実かつ正確であり、管理者アカウントによる全ての活動に責任を負うことを保証します。
4. タクシー事業者は、管理者アカウント及びアカウント情報の使用に係る権利を第三者に譲渡、移転、又は使用許諾を行わないことを保証します。
5. タクシー事業者は、ドライバーがタクシー事業者と雇用契約を締結したタクシー事業者の従業員であり、かつ普通第二種免許を有するものであることを保証します。
6. タクシー事業者は、ドライバーに対し、タクシーサービスの提供中、道路交通法その他の関連法令、ガイドライン並びに諸規程等を遵守させることを保証します。
7. タクシー事業者が本サービスの利用に際して提供する車両及び本件システムに登録した車両は、タクシー事業者が所有する車両であり、タクシーに係る関連法令及び道路運送車両の保安基準その他の基準を満たすことを保証します。
8. タクシー事業者は、本件システムの利用にあたり、個人情報の保護に関する法律及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」その他国が定める指針のうち遵守が必須とされている事項を遵守することを保証し、当社が定めるプライバシーポリシーの内容及び当社にドライバーその他担当者等の個人情報が提供されることについて、ドライバー本人の同意を事前に取得するものとします。

9. タクシー事業者は、タクシー事業者が使用し、又は本利用規約第8条第3項に基づき当社に提供するメーター情報が、第三者の特許権、著作権、商標権等一切の知的財産権を侵害していないことを表明し保証します。
10. タクシー事業者は、ドライバーに対して、DiDi サービス利用規約(ドライバー用)その他ドライバーに適用される規約を遵守させることを保証します。

第10条(タクシー事業者の責任)

1. 本サービスの利用に伴い、又は本サービスの利用に関連して、タクシー事業者又はドライバーが第三者(乗客を含みますが、これに限りません。)に対して損害を与え、第三者からクレーム等を受け、その他第三者との間で紛争、トラブル等が発生した場合、タクシー事業者は、自己の責任と費用において当該紛争、トラブル等の解決を図るものとし、当社に故意又は重大な過失が認められる場合を除いて、当社は一切の責任を負いません。
2. タクシー事業者が、本利用規約等に違反することにより、又は本サービスに関する行為により、当社又は第三者(乗客を含みますが、これに限りません。)に損害を与えた場合、タクシー事業者は、当社又は当該第三者に対し、一切の損害(訴訟費用及び弁護士費用を含みますが、これらに限られません。)を賠償するものとします。
3. ユーザーが運賃等(運賃、待機料金、迎車料金、高速料金、駐車場料金、観光ガイド料その他の旅客運送サービスの対価をいいます。)及びアプリ利用料その他の当社所定の手数料(以下、アプリ利用料等といいます。)の支払について、別紙2の「決済サービス」を利用しない場合、タクシー事業者は、ユーザーが支払うべきアプリ利用料等を当社に代わって徴収し、別途当社が定める方法により、徴収したアプリ利用料等を当社に対して支払うものとします。なお、当社は、当社が定める基準に基づいて、タクシー事業者に対して代行回収手数料を支払います。当社は、アプリ利用料等を運賃等及び代行回収手数料と相殺できるものとします。

第11条(禁止事項)

タクシー事業者は本サービスの利用にあたり以下の行為を行ってはならず、ドライバーに対しても行わせないものとします。

- (1)本サービスをタクシー事業者以外の第三者に利用させること
- (2)不当な利用目的で、本サービスを利用すること
- (3)管理者アカウント及びアカウント情報を不正に使用すること
- (4)当社及び第三者の知的財産権等を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (5)第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (6)第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (7)詐欺、業務妨害等犯罪行為、又はこれを勧誘若しくは扇動する行為
- (8)法令若しくは公序良俗に違反し、又は第三者に不当に不利益を与えるおそれのある行為
- (9)本サービスの利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為

- (10)本サービスに関連するデータの不正な改ざん、アプリケーション等の改変、逆アセンブル、逆コンパイル及びリバースエンジニアリング、並びにこれらに類するすべての行為及びこれらにより本サービスを不正に利用する行為
- (11)本サービスについて虚偽又は誤認を生じさせるような情報等を、インターネット上に掲載し、又はその他の手段により不特定多数の第三者が閲覧可能な環境に置くこと
- (12)本サービスに関して当社が提供するアプリケーション以外の手段で、本サービス又は提供コンテンツにアクセスする行為又はアクセスを試みる行為、又は当社が事前に承諾した場合を除き、本サービスを広告宣伝、マーケティング等の目的で利用する行為
- (13)本サービスを利用した選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類する行為及び公職選挙法に抵触する行為
- (14)本利用規約等に違反する行為
- (15)その他当社が不適当と判断する行為

第 12 条(当社の免責等)

- 1. 当社は、本サービスの提供について、完全性、適時性、確実性等いかなる事項についても保証しません。
- 2. 当社は、本サービスの内容について、正確性、最新性、完全性、有用性、安全性、目的適合性、合法性等いかなる事項についても保証しません。
- 3. 当社は、タクシー事業者の端末が、本サービスの利用に適さない場合であっても、本サービスの変更、改変等、当該利用に適するように対応する義務を負わないものとします。
- 4. 当社は、別途規定する場合を除き、本サービスの中断、停止、廃止、利用の制限、変更、アカウント情報の漏洩、不正使用等、その他本サービスに関してタクシー事業者又は第三者に損害を与えた場合であっても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。

第 13 条(本サービスの中断)

当社は、次の各号に掲げる場合、本サービスの全部又は一部を、タクシー事業者への予告なく中断することができるものとします。

- (1) 定期的又は緊急に、本サービスの提供のためのシステム又は電気通信設備の保守、メンテナンス、点検、修理等を行う場合
- (2) 火災、停電、天災地変等の非常事態により、本サービスの提供が困難又は不能となった場合
- (3) 戦争、内乱、暴動、騒擾、労働争議、法令の制定改廃その他不可抗力等の非常事態が発生し、本サービスの提供が困難又は不能となった場合
- (4) 本サービスの提供のためのシステムの不良および第三者からの不正アクセス、コンピュータウィルスの感染等により本サービスの提供が困難又は不能となった場合
- (5) 法令等に基づく措置により、本サービスの提供が困難又は不能となった場合

- (6) 第三者が提供するサービスの停止又は終了(保守、仕様の変更、瑕疵の修補による停止を含みますが、これらに限りません。)により、本サービスの提供が困難又は不能となった場合
- (7) 当社がデータの改ざん、ハッキング等を受け、本サービスの提供を継続すれば、タクシー事業者又は第三者が著しい損害を受ける可能性がある場合。
- (8) 当社が管理する機器に想定外の負荷が掛かり、正常なサービスを提供することが困難になった場合、又はやむを得ない障害が発生した場合。
- (9) その他当社が本サービスの提供を中断、緊急中断する合理的必要性があると判断した場合

第 14 条 (利用の停止)

タクシー事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、何らの通知、催告又は理由の開示なしに、当該タクシー事業者に対する本サービスの全部又は一部の提供を停止することがあります。

- (1) 本サービスの利用において第 11 条 (禁止事項) の各号いずれかに該当するとき
- (2) 本サービスの利用料金等の支払いを怠ったとき
- (3) 前各号のほか本規約のいずれかの規定に違反したとき

第 15 条 (本サービスの廃止、利用の制限及び変更)

- 1. 当社は、当社の判断により本サービスの一部又は全てのサービスを廃止することができるものとし、当該廃止されたサービスについて、本利用規約等に基づく当社及びタクシー事業者間の契約は、終了するものとします。
- 2. 当社は、当社の設備に過大な負荷が発生する場合等、当社が必要と判断する場合、事前の通知等を行うことなくタクシー事業者による本サービスの利用を制限することがあります。
- 3. 当社は自らの判断によりタクシー事業者に予め通知することなく、本サービスの全部又は一部の変更又は追加ができるものとします。

第 16 条 (第三者への委託)

当社は本サービスの全部又は一部について、当社の責任において第三者に委託することが出来るものとします。

第 17 条 (タクシー事業者情報の利用)

当社は、タクシー事業者情報を、個人情報関連法令及び当社が別途定めるプライバシーポリシー等に従って取り扱うものとし、タクシー事業者はこれに同意するものとします。

第 18 条 (秘密保持)

- 1. 「秘密情報」とは、本利用規約等の内容、当社からタクシー事業者に対して開示される当社の技術情報、営業情報、当社の製品に関する情報及びノウハウその他一切の情報(文書、電子フ

ファイル、口頭その他の媒体の如何を問いません。)をいいます。但し、以下の各号の一に該当する情報は、秘密情報には含まれないものとします。

- (1) 開示時点でタクシー事業者が守秘義務を負うことなく既に保有していた情報であって、そのことを開示前におけるタクシー事業者のファイル及び記録により証明することができる情報
 - (2) 開示した時点で既に公知、公用となっていた情報
 - (3) 開示した後に、タクシー事業者の不適切な不作為もしくは作為によることなく公知、公用となった情報
 - (4) 当社が開示について事前に書面で承諾した情報
2. タクシー事業者は、本利用規約等に従い付与されたタクシー事業者の権利を行使する目的以外で、秘密情報を一切使用しないことに同意します。
 3. タクシー事業者は、当社から事前に書面による承諾を得た場合を除き、秘密情報を第三者に開示しないものとします。但し、本件目的のために知る必要のある必要最小限の自己の従業員及びコンサルタント(以下「従業員等」といいます。)に対しては、本利用規約に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を書面にて遵守させることを条件として、秘密情報を開示することができます。タクシー事業者は、従業員等による秘密保持義務違反について一切の責任を負い、当社が支出する一切の費用及び当社が被る一切の損害(合理的な弁護士費用を含みます。)について補償するものとします。
 4. 関連法令、裁判所又は行政機関等の命令等により秘密情報の開示が要求された場合には、差止請求又はこれに相当する措置を講ずることができるよう、事前に当社に対してその旨を通知するとともに、開示する秘密情報の範囲を最小限にとどめ、法令上可能な範囲で秘密を保持するために必要な措置を講ずるものとします。
 5. 本条におけるタクシー事業者の秘密保持義務は、本利用規約等の終了後も存続するものとし、本利用規約等終了後3年間継続するものとします。
 6. タクシー事業者は、本利用規約等が終了した場合又は当社から要請があった場合には、当社の指示に従い、開示された秘密情報並びにその複製物及び複写物の全てを当社に返還し、又は廃棄しなければならないものとします。

第19条(本利用規約の解約)

1. タクシー事業者は、別途当社が定める手続きに従い、本利用規約を解約することができます。
2. 本利用規約が解約された場合、個別利用規約も自動的に終了するものとします。
3. 個別利用規約の解約については、個別利用規約その他の文書にて別途定めるものとします。

第20条(当社が行う利用契約等の解除)

1. 当社はタクシー事業者に、民法第542条に定めるもののほか、以下の各号の一に該当する事由が生じたときは、何らの事前の通知、催告を要せずして本利用規約等を解除することができます。

- (1) 本利用規約等に違反し、相当な期間を定めた催告がなされたにもかかわらず、なおその違反状態が是正されない場合
 - (2) 本利用規約等に関する重大な違反、背信行為があったとき
 - (3) タクシー事業者が当社に届け出た事項が事実と異なるとき(届け出時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届出が合理的な期間内になされない場合を含みます。)
 - (4) タクシー事業者がその責に帰すべき事由により過去に本利用契約等を解除されたことが判明したとき又は当社が提供する他のサービスについて利用契約が解除され若しくは過去に解除されたことが判明したとき
 - (5) 監督官庁より営業停止・免許取消等の処分を受けたとき
 - (6) 支払いを停止したとき、又は手形若しくは小切手の不渡りが1回でも発生したとき。
 - (7) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立て若しくは公租公課の滞納処分を受け、又は民事再生、破産、特別清算若しくは会社更生の申立てがあったとき。
 - (8) 事業の廃止若しくは解散の決議をし、又は官公庁から業務停止、営業許可の取消しその他業務継続不能の処分を受けたとき。
 - (9) タクシー事業者の信用状態に重大な変化が生じたと当社が判断したとき。
 - (10) 合併の決議をしたとき(事業内容が実質的に変わらない場合を除く)。
 - (11) 正当な理由なく期日までに債務を履行する見込みがないと認められる相当な事由があるとき。
 - (12) 第23条(反社会的勢力に該当しないことの保証)に違反したとき。
 - (13) その他、本利用規約等の継続を困難とする事由が発生したとき
2. タクシー事業者が前項各号の一に該当した場合、タクシー事業者は当然に期限の利益を喪失し、何らの催告なく当社に対し一切の債務を直ちに履行しなければならないものとします。
 3. 本条第1項5号乃至10号の規定は、前各号に該当する事由につき、当社の責めに帰す事由がある場合にも、その行使及び効力を妨げられない。
 4. 当社は、解約を希望する日の30日前までに、タクシー事業者に通知することにより、本利用規約等に基づく当社及びタクシー事業者間の契約を解約することができるものとします。

第21条(監査権)

1. 当社は、本件システム及びその使用に関連する範囲において、タクシー事業者の帳簿及び記録を検査及び監査する権利(以下「監査権」という。)を有するものとします。
2. 当社は、本契約期間中および本契約終了後1年間、タクシー事業者に対する5営業日前の通知をもって、監査権を行使する権利を有するものとします。
3. 本条に定める検査及び監査は、タクシー事業者の事業活動を不当に妨げることのないよう、タクシー事業者の通常の営業時間中に実施されるものとします。
4. 検査又は監査の結果、タクシー事業者が当社に支払うべきサービス利用料その他の費用を過

少に支払っていたことが判明した場合、当社は、当該監査又は検査の終了後、当該過少支払相当額に遅延損害金を加算した金額について、請求書を作成の上、請求するものとし、タクシー事業者は、当該金額を速やかに支払わなければならないものとします。

第 22 条 (存続条項)

本利用規約第 9 条(タクシー事業者の保証)、第 10 条(タクシー事業者の責任)、第 12 条(当社の免責等)、第 18 条(秘密保持)、第 21 条(監査権)、第 23 条(反社会的勢力に該当しないことの保証)、第 24 条(不可抗力等)、第 29 条(合意管轄)、第 30 条(準拠法)、第 31 条(協議条項)の規定は、本利用規約等終了後も有効に存続するものとする。

第 23 条 (反社会的勢力に該当しないことの保証)

1. 当社及びタクシー事業者は、次の各号に定める事項を現在及び将来にわたって表明し、保証します。

- (1) 自らが暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴排法」といいます。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。)、暴力団員(同条第 6 号に規定する暴力団員。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他暴力、威力、詐欺的手法を用いて暴力的不法行為等(同条第 1 号に規定する行為。)を常習的に行う、又は自らの目的を達成することを常習とする集団又は個人(以下併せて「反社会的勢力」といいます。)に該当しないこと。
- (2) 自己の代表者、役員又は主要な職員(雇用形態及び契約形態を問いません。)が反社会的勢力に該当しないこと。
- (3) 自己の主要な出資者その他経営を支配していると認められる者が反社会的勢力に該当しないこと。
- (4) 直接、間接を問わず、反社会的勢力が自己の経営に関与していないこと。
- (5) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと。
- (6) 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと。
- (7) 自己の代表者、役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

2. 当社及びタクシー事業者は、自ら又は第三者をして次の各号に定める行為を行わないものとします。

- (1) 相手方又は第三者に対する暴排法第 9 条各号に定める暴力的要求行為
- (2) 相手方又は第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 相手方又は第三者に対する、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて相手方又は第三者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- (5) 反社会的勢力と法令上の義務に基づかず取引をし、又は取引関係を継続する行為

3. 当社及びタクシー事業者は、以下の各号のいずれかに該当する者(以下「委託先等」といいます。))に対しても、前二項の規定を遵守させる義務を負うものとします。

(1) 当社タクシー事業者間の取引に関連する契約(以下「関連契約」といいます。)の代理又は媒介を第三者に委託している場合における当該第三者

(2) 関連契約を第三者と締結している場合における当該第三者

(3) 前二号に規定する第三者から下請又は再委託を受けている者(下請又は再委託が数次にわたる場合は、その全てを含みます。)

4. 当社及びタクシー事業者は、自ら又は自己の委託先等が第1項又は第2項の規定に違反している事実が判明した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとします。

5. 当社及びタクシー事業者は、相手方に対し、相手方又は相手方の委託先等による第1項及び第2項の規定の遵守状況に関する必要な調査を行うことができます。この場合、相手方は当該調査に協力し、これに必要な資料を提出しなければならないものとします。

6. 当社及びタクシー事業者は、相手方又は相手方の委託先等が第1項又は第2項の規定に違反している事実が判明した場合、何らの催告なしに、当社タクシー事業者間で締結されたすべての契約の全部又は一部を解除し、かつ、相手方に対して反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求することができます。

7. 前項の規定により、相手方から当社及びタクシー事業者間で締結された契約を解除された場合又は反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求された場合、当社及びタクシー事業者は、当該相手方に対し、その名目を問わず、当該解除又は措置に関し生じた損害及び費用の一切の請求をしないものとします。

8. 当社及びタクシー事業者は、第6項の規定により当社タクシー事業者間で締結された契約を解除したことにより損害を被った場合には、相手方に対してその損害の賠償を請求することができるものとします。

第24条 不可抗力等

天災地変、戦争、暴動、内乱、その他不可抗力又は法令の制定改廃、公権力による命令処分、争議行為、輸送機関若しくは通信回線の事故、その他当社の責に帰すべからざる事由による本契約の全部又は一部の債務不履行について、当社は責任を負わないものとします。

第25条 届出事項の変更

タクシー事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合、当社に対し、変更された事項を速やかに書面にて届け出るものとします。

(1) 法人の名称又は商号を変更した場合

(2) 代表者を変更した場合

(3) 本店又は主たる事業所の所在地を変更した場合

第 26 条(本利用規約等の変更)

1. 当社は、当社所定の方法により、本利用規約等を変更することができるものとします。
2. 当社は、本利用規約等を変更する場合、変更後の本利用規約の内容について、電子メールの送信、当社ウェブサイトまたはアプリへの掲示、その他当社が適当と認める方法により、将来に向けた効力発生日と併せて通知又は公表するものとします。
3. 本利用規約の変更後に本サービスを利用した場合、タクシー事業者は、変更後の本利用規約に同意したものとみなします。なお、変更後の利用規約の内容は、その告知又は通知の方法如何にかかわらず、本利用規約の一部を構成するものとみなされます。

第 27 条(本利用規約等の有効性)

1. 本利用規約等の一部の規定が法令に基づいて無効と判断されても、本利用規約等のその他の規定は有効とします。
2. 本利用規約等の全部又は一部の規定が、あるタクシー事業者との関係で無効とされ、又は取り消された場合でも、本利用規約等はその他のタクシー事業者との関係では有効とします。

第 28 条(権利義務の譲渡禁止)

1. タクシー事業者は、本契約上の地位を第三者に譲渡し、貸与し、又は引き受けさせることはできないものとします。
2. タクシー事業者は、本利用規約等に別段の定めがある場合を除いて、当社の事前の書面による承諾なしに、本サービスに関して生じた権利義務を、第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供することはできないものとします。
3. 当社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合(会社分割、その他の組織再編に伴い事業が移転する場合を含みます。)には、当該事業譲渡に伴い本利用契約等における地位、本利用契約等に基づく権利義務並びにタクシー事業者の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、タクシー事業者は、かかる譲渡につきあらかじめ同意したものとします。

第 29 条(合意管轄)

本サービス及び本利用契約等に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第 30 条(準拠法)

本利用規約等の成立、履行、解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第 31 条(協議事項)

タクシー事業者および当社は、本利用規約等に定めのない事項および本利用規約等の条項の解釈に関して疑義が生じた場合には、双方誠意をもって協議のうえ、これを円満に解決するものとし

ます。

2018 年 9 月 3 日制定

2018 年 12 月 5 日改定

2019 年 4 月 1 日改定

2019 年 9 月 12 日改定

2020 年 3 月 1 日改定

2020 年 4 月 10 日改定

2020 年 7 月 13 日改定

【別紙】

- ・車両管理システムライセンス利用規約
- ・決済サービス利用規約

【別紙1】

車両管理システムライセンス利用規約

第1条(定義)

本規約において、以下の用語は、文脈により別異に解すべき場合を除き、以下に定める意味を有するものとします。

1. 「使用説明書」とは、本件システムの操作方法を説明する一切の文書及び資料をいいます。但し、当社が使用説明書について、修正又は変更等を行った場合には、修正又は変更等を行った後の使用説明書をいいます。
2. 「サービス利用料」とは、ライセンス期間中の本件システムの利用の対価として、タクシー事業者から当社に対して支払われる料金をいいます。
3. 「ライセンス期間」とは、本件システムのライセンスの有効期間をいいます。

第2条(ライセンスの範囲)

- 1 当社は、タクシー事業者に対し、ライセンス期間中、個人的、非独占的、譲渡不能(本契約で別途権限を付与される場合を除く。)かつ再許諾不能の以下の各号に掲げる権利を許諾し、タクシー事業者はこれを受諾します。
 - (1)授権した管理者に対して、本件システムへのアクセス権を付与する権利
 - (2)本件システムを利用する権利(本件システム上で、タクシー事業者の会社情報、車両情報の管理及び登録、ドライバー情報の管理及び登録、売上記録等を確認する権利を含むが、これらに限られません。)
2. タクシー事業者は、本件システムのインストール及び操作に必要な適切なオペレーティングシステム、操作環境、ライセンス等及びハードウェアを自己の費用と責任で整備しなければならないものとします。

第3条(禁止事項)

1. 本契約により明確に別途授権される場合を除き、タクシー事業者は、本件システムの全部又はその一部の複製、修正、再許諾、販売、配布、移転、改ざん、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、ソースコードの引き出し・取得を行い、又はこれらを試みてはならないものとします。
2. タクシー事業者は、本件システムの全部又はその一部を組み込んだ二次的著作物を修正、改良、又は作成してはならないものとします。
3. タクシー事業者は、第三者に対する商業タイムシェアリング、レンタル、シェア、又はサービスを営む目的で本件システムを利用してはならないものとします。
4. タクシー事業者は、本件システムに添付され、含まれ、又は内蔵される著作権の表示、商標、ロゴ、その他の所有権又は制限の表示(以下「所有権の表示等」と総称する。)若しくは履歴を除く及び／又は改変してはならないものとします。

5. タクシー事業者は、本件システム及び当社が作成又は提供する資料等の全部又は一部に表示された所有権の表示等を複製又は複写してはならないものとします。

第4条(サービス利用料)

1. タクシー事業者が当社に対して支払うサービス利用料を算出するための利用料率は、申込条件に規定するものとします。
2. サービス利用料は、基準金額に利用料率を乗じて計算されるものとします。基準金額は、運賃等(運賃、待機料金、迎車料金、高速料金、駐車場料金、観光ガイド料等をいう。)をいい、基準金額には当社が付与する割引クーポンが適用された金額、車種指定料金を含まないものとします。但し、タクシーチケット・福祉チケットその他の現金と交換可能な支払手段によって支払われた金額は、基準金額に含まれます。
3. タクシー事業者は、サービス利用料及び消費税等相当額を毎月末締め翌月末日までに、当社の振込先口座に振り込む方法により支払うものとする。振込手数料は、タクシー事業者の負担とします。

第5条(当社の保証及び責任制限)

1. 当社は、ライセンス期間中、本件システムの各構成部分のうち重要な部分が使用説明書に従って機能することに限り保証します。
2. 当社は、本件システムの構成部分のうち重要な部分に不適合があると判断した場合、前項に定める限定的な保証に基づき、当該部分が使用説明書に従って機能するよう当該部分に限り無償で修理を行うものとし、当社は、それ以上の責任を負わないものとします。
3. 前二項に定める保証は、次の各号の一に起因する機能不全又はサービスの不具合に関する修理には適用されないものとします。
 - (1) 当社により承認されていない人員が本件システムを扱った場合
 - (2) 当社の事前の書面による承諾なく、本件システムの改変、修理又は変更を行った場合
 - (3) 本件システム(タクシー事業者の一切のシステムを含むが、これに限らない。)と当社以外の製品、プログラム又はデータとの組み合わせ又は統合を行った場合。但し、使用説明書に従って行われた場合を除く。
 - (4) 本件システムのインストール、操作又は保守等に関する当社の指示に従わない行為を行った場合
 - (5) 当社が本件システムの使用中止を指示した後、本件システムを使用した場合
 - (6) 本契約の各条項、使用説明書又は当社の指示に違反して本件システムを使用した場合
 - (7) 本件システムの変更又は更新が可能となったにもかかわらず、タクシー事業者が変更又は更新を行わなかった場合
 - (8) 本件システムの誤使用、不正使用、事故又は悪用が行われた場合
 - (9) 火災、爆発、落雷、電力サージ、停電、水害又はストライキ等の不可抗力に起因する場合

4. 当社は、前項各号に定める事由に起因する損害について、一切の責任を負わないものとします。
5. 当社は、(i)本件システムがタクシー事業者の要件を満たすこと、及び(ii)本件システムの操作が中断されない又はエラーのないことを保証しないものとします。
6. 本契約にこれと異なる定めがあったとしても、当社、関係者、及び当社又は関係者の従業員、役員、取締役、株主及び代理人(以下「関連当事者」という。)は、タクシー事業者に対して、当社に故意又は重大な過失が認められる場合を除き、付随的損害、間接損害、特別損害、派生的損害、逸失利益、ストライキ又は種類を問わない収益に関する損害、データ喪失に関する損害、その他のソフトウェアに対する損害、コンピューターの故障、不具合又は非稼働時間に関する損害について、当社及び／又はその関連当事者が当該損害の可能性について認識していたか又は不認識について不注意があったかにかかわらず、一切の責任を負わないものとします。
7. 当社は、当社によるタクシーサービスの提供中にタクシー事業者又はユーザーが負う可能性がある損害について責任を負わないものとし、タクシー事業者によるタクシーサービスの提供に関連してタクシー事業者とユーザーの間で紛争が生じた場合、タクシー事業者は、自らの費用と責任でこれを解決するものとします。
8. 本契約にこれと異なる定めがあったとしても、当社及び／又はその関連当事者のタクシー事業者に対する責任限度額(本件システム又は本契約に関連する全ての責任を含むが、これに限らない。)は、当社に故意又は重大な過失が認められる場合を除き、タクシー事業者による請求の直前の12ヶ月間に、本契約に基づきタクシー事業者が当社に支払ったサービス利用料の総額の範囲内に限定されるものとします。

第6条(ライセンス期間及び解除)

1. ライセンス期間は、申込書又は申込条件その他の文書等にて別途定めるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、本契約は、両当事者が本契約を終了することに書面で合意した場合、当該書面に記載された本契約終了日に本契約は終了するものとします。当該書面に本契約終了日の記載がない場合には、書面作成日から30日経過間後に本契約は終了するものとします。
3. 当社が、当社と当社がサブライセンス権を受けている第三者との間の契約が終了するなど、ライセンスの付与を継続することが困難であると判断した場合、当社は、タクシー事業者に対して通知を行うことにより、本契約を解約することができるものとします。
4. 契約が終了した場合、タクシー事業者は、本件システムのライセンス及びその全ての関連するデータ並びに関連資料を廃棄するものとします。

以上

【別紙2】 決済サービス利用規約

第1条 用語の定義

1. 本規約において、以下の用語は、文脈により別異に解すべき場合を除き、以下に定める意味を有するものとします。

- (1)「決済サービス」とは、当社が本契約に従い、プラットフォームに参加しているタクシー事業者に対して提供する、対象支払サービスを利用することによる運賃等の受領、提携収納代行業者を通じた運賃等の収納代行及び情報処理サービス並びにこれらに付随するサービスをいいます。
- (2)「決済サービス利用者」とは、本サービスを経由してタクシー事業者のタクシーサービス等を注文し、その注文がタクシー事業者より承諾された個人又は法人であって、当該注文に係る運賃等の支払方法として対象支払サービスを選択する者をいいます。
- (3)「タクシーサービス等」とは、本サービスを経由して注文されたタクシー配車をいい、「取扱タクシーサービス等」とは、タクシー事業者が販売又は提供するタクシーサービス等をいいます。
- (4)「提携収納代行会社」とは、当社が決済サービスを提供するにあたって提携する収納代行会社をいいます。
- (5)「対象支払サービス提供事業者等」とは、乗客に対して対象支払サービスを提供する事業者をいいます。
- (6)「対象支払サービス」とは、支払方法として選択することができるものであって、申込書に記載の申込条件「決済手数料」に定めるサービスをいいます。
- (7)「決済金額」とは、乗客が決済サービスを通じて支払うべき一切の金額(消費税込み)をいい、運賃、待機料金、迎車料金、高速料金、駐車場料金、観光ガイド料等を含みますが、これらに限られません。なお、当社に支払われるべきアプリ利用料等、乗客が、タクシーチケット・福祉チケットその他の現金と交換可能な支払手段を使用する場合、この決済金額には含まれません。

2. 本契約に定めのない事項については、当社の定める各種規約、ガイドライン等(以下「利用規約等」という。)の各条項が適用されるものとします。また、本契約にて使用される各用語につき、本契約に別段の定めのないものについては、利用規約等の各用語と同一の意味を有するものとします。

第2条 申込み

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、タクシー事業者の申し込みを承諾しない場合があります。

- (1)タクシー事業者が虚偽の申告をした場合
- (2)その他タクシー事業者による決済サービスの利用が不適当と当社が判断した場合

2. タクシー事業者は、申し込み時に当社に届け出た事項に変更が生じた場合、速やかに当社所定の方法により当社に当該変更を通知するものとします。なお、タクシー事業者が当該変更の通知を怠ったことにより、当社からの通知、送付書類等が延着又は到達しなかった場合であっても、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
3. タクシー事業者は、申込書及び前項により当社に通知された事項について、当社から提携収納代行会社に対して開示されることをあらかじめ承諾するものとします。

第3条 決済サービスの利用

1. タクシー事業者は、決済サービスを本規約が定める目的の範囲内で、かつ本規約に違反しない範囲で利用することができるものとします。
2. 本契約は、当社、提携収納代行会社又は対象支払サービス提供事業者等が権利を有する著作権、商標権、意匠権、実用新案権、特許権その他の権利について、タクシー事業者に対し、何らの処分又は使用を許諾するものではありません。
3. タクシー事業者は、乗客に対し、取引の当事者はタクシー事業者と乗客であり、タクシーサービス等の販売又は提供に伴う権利義務はタクシー事業者と当該乗客との間で発生することを明確に表示するとともに、乗客との間で予想されるトラブル等について一方的に乗客が不利にならないように取り計らい、タクシー事業者と乗客の責任範囲について乗客が理解できるように明示しなければならないものとします。
4. 乗客との間で生じたタクシーサービス等の瑕疵、数量不足、その他に起因する紛争、及びタクシーサービス等に関するクレーム並びにアフターサービス等については、タクシー事業者が自己の責任と費用をもってこれに対処しなければならないものとします。
5. タクシー事業者は、乗客からの苦情、問い合わせ等に対する窓口を設置し、当該窓口で受け付ける苦情、問い合わせ等に対して、速やかに対応を行わなければならないものとします。

第4条 資料提供等

1. タクシー事業者は、当社又は提携収納代行会社から決済サービスの運用に必要となる情報、資料等の提供を求められた場合、これに応じるものとします。
2. 当社は、必要に応じてタクシー事業者の事業所内に立ち入り、タクシー事業者による本契約の遵守状況を監査することができるものとします。
3. タクシー事業者は、当社と提携収納代行会社との間の契約に定める事項について、当社又は提携収納代行会社から調査の協力を求められた場合には、その求めに速やかに応じるものとします。

第5条 運賃等、決済手数料及びサービス利用料の支払い

1. タクシー事業者は、当社に対し、乗客による決済サービス利用に基づく決済金額のうち、タクシー事業者を支払われるべき運賃等について、代理受領する権限を付与するものとします。

2. 当社は、提携収納代行会社又は対象支払サービス提供事業者等に対し、決済金額について、代理受領する権限を付与し、当社が提携収納代行会社又は対象支払サービス提供事業者等から、決済金額からそれぞれ定める手数料を控除した金額を受領することを、タクシー事業者は予め承諾します。
3. 当社は、タクシー事業者に対し、当社が受領した決済金額から申込条件に定めるサービス利用料(消費税別途加算)及び決済手数料(消費税別途加算)を差し引いた金額を、申込条件に定める支払日に振り込む方法により支払います。振込先は、振込先としてタクシー事業者が届け出た金融機関の口座とし、振込手数料は当社の負担とします。
4. タクシー事業者を支払われるべき運賃等の総額がサービス利用料、決済手数料及び消費税相当額に満たない場合は、タクシー事業者は当社が別途定める期日までに当社が指定する金融機関の口座に不足分の金額を振り込む方法により支払わなければなりません。振込手数料はタクシー事業者の負担とします。
5. 当社は、理由の如何を問わず、提携収納代行業者又は対象支払サービス提供事業者等からタクシー事業者を支払われるべき運賃等を受領していない場合には、タクシー事業者に対して運賃等を支払う義務を負わないものとします(一部受領の場合、当社が乗客から受領するその他の手数料等に優先的に充当されるものとします)。
6. 当社は、クレジットカードの不正使用(クレジットカード保有者以外の第三者により不正に取得されたクレジットカードが利用された場合を含むがこれに限らない。)により、クレジットカード保有者に運賃等が強制返金された場合、タクシー事業者に対して運賃等を支払う義務を負わないものとします。
7. タクシー事業者の当社に対する未払債務があるときは、その支払期限にかかわらず、当社はタクシー事業者に対する何らの意思表示を要せず、前項に基づき当社がタクシー事業者を支払う運賃等から当該未払債務の額を差し引くことができるものとします。
8. 当社は、如何なる場合にも、受領済みのサービス利用料及び消費税相当額の返金を行わないものとします。

第6条 領収書の取扱い

1. 乗客が決済サービスを利用する場合及び決済サービスを利用しない場合のいずれの場合であっても、当社はタクシー事業者に代わって運賃等及びアプリ利用料等を記載した領収書を、電子的な方法で乗客に交付することができるものとします。
2. 運賃等について、タクシー事業者からも領収書が発行される場合で、タクシー事業者が乗客に発行する領収書に収入印紙を必要とする場合、当該収入印紙にかかる費用はタクシー事業者の負担とします。

第7条 取引の取消等

当社は、タクシー事業者と乗客との間の取引が、取消、キャンセル、解除、その他の事由により消

滅又は失効(以下「取消等」という。)した場合、当該取消等により生じたタクシー事業者又は乗客の損害について一切の責任を負わないものとします。

第8条 購入記録の利用

当社は、タクシーサービス等の購入に関する情報を決済サービス及び当社の提供するサービスの向上のために利用することができるものとします。

第9条 差別待遇の禁止

タクシー事業者は、対象支払サービスを運賃等の支払方法として指定し、有効に取引の申込みを行った乗客に対し、正当な理由なく当該申込みを拒絶したり、他の支払方法による支払いを要求したり、他の支払方法と異なる運賃等を請求する等、乗客に不利になる差別的取扱いや乗客による対象支払サービスの円滑な利用の妨げとなるいかなる措置も採ってはならないものとします。

第10条 情報の取扱い

1. タクシー事業者は、本契約の内容、決済サービス及び本サービスの利用により知り得た当社又は提携収納代行会社の技術上、営業上その他の情報について、これを厳に秘密として管理し、当社の書面による事前の承諾なく第三者にこれらの情報を提供、開示又は漏洩せず、本契約履行の目的以外に使用してはならないものとします。
2. タクシー事業者は自己の責任に基づき前項に定める情報の管理を行い、当社又は提携収納代行会社から当該情報の破棄又は返却等の指示がある場合、速やかにこれに従うものとします。

第11条 賠償責任

1. タクシー事業者は、本契約に違反することにより、決済サービス又は本サービスの利用に関連して、当社又は提携収納代行会社に損害を与えた場合は、当該損害を賠償する責めを負うものとします。
2. タクシー事業者は、本契約に違反することにより、決済サービス又は本サービスの利用に関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、全てタクシー事業者の責任と費用のもとにこれを解決するものとし、当社及び提携収納代行会社に一切迷惑をかけないものとします。
3. 当社は、当社に故意又は重大な過失が認められる場合を除き、決済サービスの変更、中止、中断、廃止その他本サービスに関する事由によりタクシー事業者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、決済サービス以外の方法で運賃等が精算された場合、これによって生じたクレーム、損害等について一切の責任を負わないものとします。
5. 当社は、通信回線又は当社、提携収納代行会社若しくは対象支払サービス提供事業者等の設備、機器等に起因する通信不良、遅延、誤送信等、決済サービスの運営の障害について一

切の責任を負わないものとします。

第 12 条 決済サービスの停止

タクシー事業者は、当社、提携収納代行会社又は対象支払サービス提供事業者等によるサーバ、ソフトウェア、その他の設備にかかる点検、修理、補修、改良等、又は通信回線等の事故、障害、その他当社がやむを得ないと判断した場合に、事前にタクシー事業者へ通知されることなく本サービスの全部又は一部が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾するものとします。なお、タクシー事業者は当該停止につき当社、提携収納代行会社又は対象支払サービス提供事業者等に対して損害の補償等を求めることはできないものとします。

第 13 条 契約終了に伴う措置

1. 本契約が終了した場合、タクシー事業者は直ちに本サービスを利用したタクシーサービス等の販売、提供及び取引の誘引行為を中止するものとします。
2. 本契約終了以前にタクシー事業者が乗客からタクシーサービス等の注文を受けた取引については、本契約終了後においても本規約の規定に従って処理されるものとします。
3. 第 3 条第 2 項(決済サービスの利用)、第 10 条(情報の取扱い)、第 11 条(賠償責任)、本条(契約終了に伴う措置)は、本契約終了後も有効に存続するものとします。
4. 本契約の終了にあたって、当社はタクシー事業者に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他タクシー事業者が生じた損害について一切責任を負わないものとします。